

# 山梨県公報

第二千三百三十九号

平成二十五年

七月二十二日

月 曜 日

## 目 次

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	五〇三
保安林の指定施業要件の変更予定(四件)	五〇三
道路の供用開始	五〇四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	五〇四
都市計画事業の事業計画の変更認可	五〇五
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五〇五
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五〇六
落札者の決定について	五〇六

## 告 示

### 山梨県告示第二百四十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 南巨摩郡富士川町鯉沢字上の山二千三百二十二番の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

### 山梨県告示第二百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年八月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	戸沢谷村線	都留市法能字宮原官有無番地先 から 都留市玉川字前河原六五三番の 三地先まで	一三五・〇	平成二十五年七月二十 二日

山梨県告示第二百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

急傾斜地崩 壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十三号までを順次結んだ線、及び一号と十三号の標柱を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱番号十四号から十七号までを順次結んだ線、及び十四号と十七号の標柱を結んだ線に囲まれた区域。

羽黒の2	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
一	一	甲府市	羽黒町		螺貝	一六五六番二
二	二	同	同		同	一六五五番二
三	三	同	同		同	一六五五番一
四	四	同	同		同	一六五五番一
五	五	同	同		同	一六六〇番二
六	六	同	同		同	一六六〇番一
七	七	同	同		同	一六六〇番二
八	八	同	同		同	同
九	九	同	同		同	一六六〇番二
十	十	同	同		同	同
十一	十一	同	同		同	一六五五番五
十二	十二	同	同		同	一六五五番五
十三	十三	同	同		同	一六五七番四
十四	十四	同	同		同	同
十五	十五	同	同		同	一六五七番五
十六	十六	同	同		同	一六六〇番四
十七	十七	同	同		同	一六六〇番六
						一六五七番五

**山梨県告示第二百五十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 施行者の名称  
富士河口湖町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十二年七月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百一十号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十四号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十五号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十四号、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第四十七号、平成元年山梨県告示第三百三十七号、平成二年山梨県告示第四百二十八号、平成八年山梨県告示第二百二十七号、平成八年山梨県告示第二百二十八号、平成九年山梨県告示第三十一号、平成十三年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十四号、平成十三年山梨県告示第二百十八号、平成十七年山梨県告示第九十一号、平成十八年山梨県告示第四百八十八号、平成二十二年山梨県告示第三百二十二号及び平成二十三年山梨県告示第九十二号の事業地のうち、富士河口湖町大字河口字清水及び字湖辺の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分  
なし

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年七月十一日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人田舎ぐらしの郷南アルプス
  - 2 代表者の氏名 深澤 武文
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市湯沢八百六十六番地
  - 4 定款に記載された目的
- この法人は、農村地域で野菜作りなどの農作業をしながら田舎暮らしをしたい都市生活者さらには地元農地の農地を守り継承したい南アルプス市民に対して、遊休農地・耕作放棄地を活用し、地元の農家人材を起用した体験農業事業を行うことで、農村地域に新しい社会的価値・役割・産業を創出し、地域の認知度を上げ、滞在人口を増やすことにより、遊休農地や耕作放棄地を解消し、次代へ農地を継承し、農業用地周辺の自然環境保全、市民の農への理解啓蒙に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年七月十一日から同年九月十日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人キッズステーション

2 代表者の氏名 河野 めり子

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市須玉町藤田四百四十一番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、障害の種別や有無に関わらず支援を必要としている多くの子どもたちに対して、できるかぎりの援助活動をする事業を行ない、それによって子どもたちを囲む家族やその家族を囲む地域をより豊かな生活環境とする事に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年七月十一日から同年九月十日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年七月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

情報処理実習装置 二式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十五年七月八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社システムインナカゴミ

五 山梨県中央市山之神流通団地二丁目八二  
落札金額

二千六百二十万八千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年五月二十七日